

第3回 京都府教育振興プラン中間見直しに係る検討会議 概要

- 1 日 時：平成27年7月15日（水）午前10時～正午
- 2 場 所：京都ガーデンパレス「祇園」
- 3 出席者：委員 片岡委員、西本委員、原委員、藤井委員
府教委 小田垣教育長、橋本教育次長、小橋管理部長、川村指導部長、丸川教育企画監 他
事務局
- 4 概 要：教育長あいさつ
事務局説明（京都府教育振興プラン（中間年改訂版）骨子（案）について）
意見交換・協議

=====

■教育長あいさつ

第3回京都府教育振興プラン見直しに係る検討会議を開催したところ、委員の皆様には御多忙の中、出席いただき御礼申し上げます。

昨日、広島で開催された全国都道府県教育委員会連合会の総会に参加した。

改正地方教育行政法に則って、新制度に移行した都道府県は3分の1ほどとなっている。年度当初で新制度に移行した自治体がある一方、教育委員長の任期が1年単位であるため、それに合わせて新制度への移行を検討している県もあり、今後、順次新制度に移行していくと考えている。

京都府教育委員会において、畑委員長は今後も教育委員としての任期は続くが、委員長としての任期が7月30日までとなっており、7月31日から新教育委員会制度に移行する旨、議会で教育長に任命同意をいただいております、現在対応を進めているところである。

平成18年12月22日に教育基本法が全面的に改正され、教育行政の位置付けも大きく見直しをされたが、今回の地方教育行政法の一部改正も教育基本法の全面改正を踏まえた流れの中にある。

また、教育基本法においては、教育振興のための施策について、基本的な計画を定めるよう地方公共団体は努めなければならないことが定められているが、今後、教育委員会が合議制の執行機関としての役割をより明確に発揮するためにも、京都府教育振興プランが持つ意味は大きく、この中間見直しを経て、今後の京都府の教育施策をこの計画を基にさらに前進させていきたいので、本検討会議の持つ役割も大きいものと考えている。

これまでの本会議では、中間見直しの方向性として、少子化や子どもの貧困、いじめ問題への対応などに加え、現在国において検討されている学びの質の変化、いわゆるアクティブ・ラーニングなど様々な点について委員の皆様それぞれのお立場から貴重な御意見をいただいている。

また、本日は、第1回および第2回検討会議で御議論いただいた内容を踏まえ、現時点で作成している中間見直しの骨子（案）について御精査いただきながら、今後必要な施策についても幅広く御意見いただきたい。

今後、中間案の作成に向けて取り組むこととしているが、社会が一体となって取り組んでいけるような施策につながるよう御議論いただきたいと思っているので、限られた時間ではあるが、よろしくお願ひしたい。

■事務局説明（教育企画監から資料1-1～1-3について説明）

京都府教育振興プラン中間見直しに係る骨子（案）について、説明させていただく。

今回の見直しの骨子（案）の作成に当たっては、これまで2回開催した検討会議での御意見と前回御説明させていただいた「振興プラン策定から5年間の社会情勢」、「国の教育改革の動き」、「選挙年齢が18歳に変更されるなどの法律の制定状況」を踏まえ、最後の資料1-3にあるように「中間見直しに向けたキーワード」として、新たに検討が必要な「地方創生やグローバル化」などの11の視点と、現行のプランにも記載されているが、内容の検討が必要な「特別支援教育や就学前教育」などの5つの視点をどのように取り入れていくかを検討した。

資料1-1について、まず、見直しのポイントとしては、1ページのIにあるように大きく3点掲げており、1つめの大きな視点として「社会の変化に対応できる力を身に付ける教育を推進」であり、選挙権年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、主体的に社会参画する意識をはぐくむ教育を推進することや、主体的・協働的な学習、いわゆるアクティブ・ラーニングを通して質の高い学力をはぐくむとともに、現代的課題への興味を高め、理解を深める教育を推進すること、グローバル化に対応できる人材を育成するため、主要な施策の方向性に位置付けた取組の推進を図ることが必要である。

次に、2つめの大きな視点として「すべての子どもが安心して学校に通うことができる環境づくり」として、この間のいじめによる子どもの自殺、子どもの登校中の交通事故等も踏まえ、すべての子どもが安心・安全に学校へ通うことができる環境づくりを重視することとした。

最後に、その他の施策の方向性として、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを見据え、活躍が期待できるジュニアアスリートの育成、また、現在国でも検討されているオリンピック・パラリンピック教育を踏まえたスポーツの推進、さらには、少子化問題への対応として、子どもが自分自身の将来のライフデザインを描く力をはぐくむ教育を推進することが大切であると考えている。

続いて、「II 見直し（案）の構成」としては、中間見直しということも踏まえ、重点目標10については変更しないこととし、主要な施策の方向性について38から40に変更したい。

2ページの「III 見直しの視点」として、これまでの検討会議で御議論いただいた「これまでの取組の成果と課題」、「プラン策定後の社会情勢の変化」、「プラン策定後の国の教育改革」について記載し、「IV 京都府の教育の基本理念、施策推進の視点」については、今回は見直しを行わないことにしたいと考えている。

5ページに重点目標と主要な施策の方向性を見直し案を、6ページから9ページにかけては重点目標ごとの基本的方針の見直し案と主要な施策の方向性を掲載している。

なお、本日は、現行のプランとの違いを見ていただくために、資料1-2により御説明させていただく。

重点目標1「知・徳・体」の「知」に当たる項目だが、基本的方針のところでは、教育基本法が平成18年に、学校教育法が平成19年に改正され、約8年を経過していることから、文言を修正した。また、質の高い学力をはぐくむ1つの方法としての、中央教育審議会でも議論されている主体的・協働的な学習、いわゆるアクティブ・ラーニングやその基盤となる互いに支え、協力し合う学びの集団についても記述した。

主要な施策の方向性については現行のままとしているが、新たに追加したアクティブ・ラーニングなどについては、すべての項目において関係するものと考えている。

次に、重点目標2「知・徳・体」の「徳」に当たる項目だが、京都府では、心の教育で醸成した意識を行動に移すための教育、いわゆる「法やルールに関する教育」を昨年度から推進している。「法やルールに関する教育」の目標は「よりよい社会の実現に向けて主体的に行動できる子どもの育成」であることから、「規範意識」を重点目標5「社会の変化に対応し、よりよい社会の構築に貢献できる力をはぐくむ」に移動することとし、それにより、重点目標2については、「豊かな人間性」をはぐくむことに特化している。「規

規範意識」については重点目標 5 で表現し、ここでは削除するとともに、現行施策（6）「規範意識やコミュニケーション能力等を高めることによる社会性の育成」についても重点目標 5 に移動した。

なお、見直し案の（6）読書活動については、現在は重点目標 4 に位置付けられているが、読書活動を通して豊かな人間性をはぐくむことから重点目標 2 に移動した。これらを踏まえ、基本的方針の文言を修正している。

資料 2 ページについて、重点目標 3 「知・徳・体」の「体」に当たる項目だが、食育は、現在（9）「健やかな身体の育成」に入っているが、生活の基盤となる「食」への取組は以前にも増して重要になると考え、（10）「食育の推進」として新たに位置付けることとした。

次に、重点目標 4 について、基本的方針の 2 段落目、教育システムについては、平成 26 年度入学生から生徒が行きたい高校に行けるよう制度を改めたところであり、今後は、基礎学力の定着が必要な児童生徒、高度な学習を望む児童生徒など多様な教育ニーズに対応した教育内容の充実を図った上で、高校も含めた全ての校種で、特色化を推進していくことが大切であると考え、文言修正した。さらに 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催を踏まえたスポーツの推進についても追記した。

また、（15）「キャリア教育」については、キャリア教育の定義がより幅広くなっていることから、定義を横の吹き出しのとおり修正することとし、ライフデザインに関する教育についても、この中に位置付けて進めていきたい。

さらに、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を踏まえ、新たに（16）「スポーツの推進」を掲げ、今後、ジュニアアスリートの育成などの取組を進めてまいりたい。なお、国において検討されているオリンピック・パラリンピック教育の内容が分かれば検討したい。

資料 3 ページの重点目標 5 だが、先ほど重点目標 2 のところで説明したとおり、規範意識についてこちらに移動している。

また、去る 6 月 17 日、選挙権を 18 歳以上に与える改正公職選挙法が成立し、子どもが社会に主体的に参画する意識を醸成していく必要があることなどを踏まえて基本的方針を修正するとともに、主要な施策の方向性についてもそれぞれ、（17）として重点目標 2 から移動した「規範意識やコミュニケーション能力」を記載し、（18）には選挙権を踏まえた表現に修正している。また、（19）には、現在のプランにある環境教育、情報教育等を現代的課題としてまとめ、今後新たな課題が起こってもしっかりと対応できるようにしている。

グローバル人材の育成については、国において様々な改革が進められており、京都府でも様々な取組を進めていることから、（20）として、これまでの国際理解教育や世界に発信し行動できる人材の育成に代わるものとして、新たに位置付けたところである。

次に、4 ページであるが、現行の重点目標 7 と重点目標 6 の順番を変更した上で、重点目標 6 については、安心・安全な教育環境づくりに特化し、登校中の子どもの交通事故、いじめや暴力行為、不登校を踏まえた「地域や関係機関と連携した学校内外の安全確保、サポート体制の充実」、さらには子どもの貧困対策のことを踏まえた重点目標としている。

見直し案の（22）はいじめ・暴力行為への対策、（23）は不登校児童生徒へのきめ細やかな指導、（24）は子どもの貧困対策、（25）は学校施設整備とそれぞれ位置付け、ハード・ソフトの両面から、子どもが安心して学校に通える環境づくりを進めていく。

なお、現行の重点目標 6（22）「生徒指導の充実」については、いじめ・暴力行為への対策と不登校児童生徒への支援として新たに柱立てたことなどから削除している。

重点目標 7 について、現行の「重点目標 7 安心・安全で充実した教育の環境を整備する」にある「質の高い教育環境づくり」については、学校の教育力の向上を図るための条件整備として整理し、こちらに移動した。

また、ICT を活用した教材や学校図書館等の環境整備のほか、子どもが減少する中で、地域と連携した教育をより充実しながら今後の高校の在り方を検討するなど、必要な取組を進めていきたい。

さらには「チーム学校」として中央教育審議会に諮問中であるが、教員だけではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど教員とは異なる専門性を持ったスタッフの配置が検討されていることから、見直し案の(28)、(29)は「教職員」に修正した。

見直し案の(31)「家庭や地域とつながり、信頼される学校づくり」については、文言の修正等はしていないが、現在、中央教育審議会において「地方創生の実現に向けた学校と地域との連携・協働の在り方について」諮問中であり、コミュニティ・スクールと学校支援地域本部との一体的な推進等が議論されていることから、今後の方向性を見ながら検討する必要がある。

5ページの重点目標8について、家庭教育はすべての教育の出発点という意味で非常に重要であり、主要な施策の方向性として新たに「親同士のネットワークづくり」を位置付け、家庭教育に関する学習機会、サポート体制の充実とともに、進めていきたいと考えている。

次に、重点目標9だが、基本的方針の文言を少し修正したものであり、地域の方に協力いただく学習活動や地域による学校支援活動などが主なものだが、先ほど申し上げたとおり、現在、中央教育審議会において学校・地域の連携協働について審議中であり、その方向性を見ながら検討する。

6ページの重点目標10では、現行の(38)「指導者の養成」を、見直し案の(38)「生涯学習環境の充実」に含めることとし、見直し案の(40)は図書館、少年自然の家などを活用した学習活動の充実として位置付けることとした。なお、見直し案の(38)で「京都の力を活かした」を削除しているが、プランの重点目標6から10が「京都の力を活かして一人一人の学びを支える教育環境づくり」としてまとめていることから、削除したものである。

■意見交換・協議

○重点目標1の「質の高い学力」について、新しい学習方法の質の変化を視野に入れておくのと同時に、評価方法についても議論しておく、あるいは視野に入れておく必要はないか。保護者の方々とお話ししていると、評価方法が見えないという声を聞くことがある。たとえば、相対評価から絶対評価に移行した際に、子どもが90点取っているのになぜ「5」ではないのかというような意見がずいぶん寄せられ、学校の先生に対して付加される疑問点の一つとなっていると聞く。質の高い学力を「アクティブ・ラーニング」等の方法に沿って指導する際の評価方法を、項目の中に持ち出すかどうかは別として、言及しておく必要があるのではないか。

○「21世紀型の学力」ということがよく言われるが、何が「21世紀」なのか、新しい学力をどう定義するかという問題は、新しい学力をどう評価するかと同義ではないか。パフォーマンス評価や外在する評価論を取り入れ、評価を可視化できるようにしておく必要があるのではないか。

○骨子(案)では「主体的・協働的な学習」という表現で学習方法については記載があり、アクティブ・ラーニング等の国での議論を踏まえ、学習内容のことだけでなく、学習形態など学習方法のことに触れられているのでよいと思う。一方で、たしかに、指導と評価は一体で見るべきであり、学習方法に応じた評価のあり方についても考えていくべきだろうが、プランに記載するのは難しいのではないか。

○評価について、現場では非常に簡単に行われていると思う。たとえば、小学校で「挨拶ができていないか」について、「できている」「すこしできている」「できていない」というような複数の項目の中から教員・保護者・子どもがそれぞれ適当だと思うものを選んでみると、同じ項目を選んでいても、評価はそれぞれ微妙に違っていることがある。

その微妙な違いが非常に重要で、なぜその項目を選んだのかと聞かれると答えられないこともある。評価しているというより、評価するために項目を選んでいるという感覚に近い。評価についてプランに記載すると、設定された評価項目を選ばなければならなくなるのではないかと思う。複数の評価項目について、万遍なくできる子と一つだけ非常によくできる子のどちらの評価が総合的に高いのかという問題もある。子どもをしっかりと評価できるものがあればよいと思うが、まだ明らかでないなら書きにくいのではないか。

- 評価について「できている」「少しできている」などの基準は非常にあいまいで主観的なものであって、数値化できない。評価の仕方は確かに難しいと思うが、評価が低いから対策するといった、次のステップに移っていくためには何らかの評価が必要である。
- 福井県での調査に入ったところ、福井では学力の構成の仕方が全く違う。もっとも驚くのは授業規律の高さであり、京都府の学校とは異なる印象を持つ。授業規律という言葉を書かば別として、「かたち」や「型」の中から学び取っていくものもあると思うがどうか。授業を受ける、人の話を聞く、先生と話す、友達に賛同・反対する、議論を深めるなど、それぞれの活動における態度が学力の底流にあるのではないか。
- 学習規律は学力にとって非常に重要な要素である。学習規律がしっかりしているところは子どもが落ち着いており、互いに支え、協力し合い、学び合う集団が授業の中で確立している。特に小学校中学年頃からは学び合う姿勢や教員とのやり取り等の学習規律が大事で、「チャイムが鳴ったら座っている」というようなレベルの話ではない。ただ、それを表記する場合、どのように書くのがよいのが難しい。
- 規範意識については、重点目標2の「豊かな人間性」から移動している。規範意識を「豊かな人間性」ととらえるかは難しいところで、「法やルールに関する教育」などもあり、この移動はわかりやすい。また、「豊かな人間性」において最も大事なことは思いやりだと思うが、今回は重点目標のタイトルだけでなく、基本的方針にも「思いやり」という言葉が入っているのがよい。
- 読書活動について、現在では朝読書に取り組んでいる学校がほとんどである。豊かな人間性をはぐくむという目的もあるが、学習規律の面でも、静かに本を読み、その後集中して1時間目の授業に移れるという効果もある。
- 「スポーツの推進」が新規で項目になっているが、オリンピック・パラリンピックを視野に入れて一人ひとりの個性や能力を伸ばすという視点か。現在、部活動について、「チーム学校」という観点から、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーに加え、部活動の外部指導者なども検討されている。特に中学校では部活動に係る教員の勤務時間はかなり厳しい状況にある。このことを踏まえると、オリンピック・パラリンピックに向け、競技力の向上などでスポーツを推進していかなければいけない一方で、教員の負担もあり、難しいところである。個性の伸長という趣旨ではよく理解できる。
- 最近では社会における個性の他に多様性を大切にする傾向がある。その流れの中で「多様性」という言葉も必要になってくるのではないか。
- 3つのはぐくみたい力の1つとして、「挑戦する力」が掲げられているが、子どもが様々な目標に向かっていくことが個性や能力を伸ばすことにつながるため、この重点目標にも「挑戦」を入れて欲しい。
- スポーツの推進は競技力の向上をもってオリンピック・パラリンピックで活躍する人材

を育成することと同時に、競技を通して生徒指導や児童生徒の健全な発達や育成に努めるという文脈を込めているということでしょうか。

- 将来何になりたいかという進路が明確でない人が多い。優秀な人材が社会で活躍しようとするので新聞を読んで社会情勢を理解し、自分がやりたいことを考えることが必要である。また、子どもが新聞を読まないとなると、18歳で選挙権が与えられても誰に投票するのか。SNS等で読まされ、特定の人に投票するなどの事態も考えられる。投票率が上がると思うが、政治への向き合い方も学ぶ必要がある。
- 食育の推進について、食育は学校給食の目的でもあるが、「知・徳・体」のもとになっており、各学校も食育を進めてきている。一方で、食物アレルギーの児童が増えてきており喫緊の課題となってきているが、関係機関等と連携しながら対策を行うなどの文言を入れなくてよい。
- 不登校の子どもの問題だが、学力を上げるために「型」を作り、集団作りを進めていくことにより、集団の中に入っていけない子どもが学校になじめなくなってしまう。先ほど例に挙げた福井県でもよいところばかりではなく、不登校が増えてきているという現状がある。今後、京都府でも学力向上を目指して、集団作りを進めていく中で、集団や学校になじめない子どもが出てくるかもしれないということを視野に入れておかないといけない。そうすると、府立清明高校も含めたフレックスな教育制度の在り方をさらに考えていかないといけない。そういう意味では不登校の子どもの問題を一つの項目として持ち出したことの意味は大きい。
- 地震や大災害について、特に学校で避難訓練などの対策を考えておかななくてよい。国は行政に対して大きな災害に対する警戒を呼び掛けている。
- 小中学校においても、従来の避難訓練は教員が子どもたちを安全な場所に誘導していくだけであったが、東日本大震災を機に、危機管理として自分の命は自分で守るという意識を子どもに身に付けさせるようになってきた。実際には想定外のことが起こる。代表的な例としては、教材にもなっている「釜石の奇跡」があるが、自分が何をどうしたらいいかという判断が大切だという教訓がそれぞれの学校で生きている。子どもたちに危機対応能力を身に付けさせることが大事である。
- 子どもの貧困対策については、支援の充実というが、行政として行うべきことと、教職員が授業の中で、あるいは学校生活の中で具体的に何ができるのかということが難しい。一人ひとりが大切にされるという人権教育の視点からも、貧困のために学力や健康が損なわれるという事態に対し、教職員がどのようなサポートができるかこれからの課題だと思う。
- 現在中教審に諮問されている「チーム学校」については重点目標9の地域人材の活用も大いに関係してくる。府としては、重点目標7と9を合わせ、「チーム学校」に係る教育施策を推進していくということだと思う。一方で、外部人材の活用については予算の問題もある。すべてを厚意でまかなうわけにもいかないし、それでは責任が伴わない。
- 「チーム学校」は文科省は推進していく構えだが財務省は納得しない。「絵に描いた餅」にならないようにしなければならない。「チーム学校」が実現すれば、教員が子どもと向き合う時間はかなり保障される。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを入れるというのも、そういった人材を入れることで教員が授業に専念し、子どもと向き合う時間が増えることが目的。また、子どもにとっても、いろんな大人と関わることができるというのが「チーム学校」の良いところである。部活動も地域の人材が指導してく

れるというのは心強い。

- 学校の先生がボランティアで仕事をされていることが多い。弊社ではサービス残業を1時間足りとも許していない。部長や課長が残業を認めないということが耳に入れば私が注意する。行政もサービス残業を認めないのに、なぜ、学校だけそのような状況にあるのか不思議だ。最も肝心なのは青少年の育成であり、そのための予算を削るのはとんでもないことだ。
- 若手教員等の人材育成が重要だがということだが、教師という仕事に魅力をもっていない若者も多い。京都府の場合は、志願倍率が最低でも5～6倍はあるので、教員の資質もある程度保障されるが、2～3倍になるとかなり厳しい。「子どもを育てることは楽しいことだ」という生きがいを持ってもらえるような取組を行政としても大事にしてもらいたい。
- 教師力養成講座はその意味ではしっかり機能しており、学生の評価も高い。
- 小規模校はこれからもかなり増えてくる。同じ市や町であれば合併もできるが町村に1つずつの学校だと合併・統合ができない。それを踏まえ、小規模校の特性を生かした教育をどうするか。今年の「指導の重点」には「複式学級校」という文言を入れていただいたが、大事にしてもらいたい文言である。
- 重点目標9に、地域全体で子どもを包み込んでいくという言葉があるが、子どもたち一人一人が包み込まれている感覚が、学級でも家庭でも地域でも肝心だと感じる。特に学級にその感覚があれば、いじめや不登校は起こらないのではないかと。子どもが学校・家庭・地域のそれぞれで包み込まれているということが大事であり、教職員も意識していなければならない。その意味で、パンフレット裏表紙の包み込まれて育てている苗の写真はとてもよい。
- 地域でいろいろお手伝いもさせてもらうことがあるが、先生とのコミュニケーションがとれないこともある。「お願いします」と言われながら一方で「ここまでしかできません」という線引きもあり難しい。たとえば、学習補助をするにしても、「ここまでしか教えなくてください」と言われると子どもと一緒にいるだけになりがちである。そこで、一緒にいる時間をいかに自由に使えるかを先生と話し合えるといいのだが、なかなかうまくいかないこともある。学校・家庭・地域の連携にはきちんと意思疎通できるようにしておかないといけないと思う。
- 学校・家庭・地域が一体となった取組が大切であるとよく言われるが、たとえば、土曜活用は地域の方に来ていただいたり、子どもが地域に出て行って情報発信したりする大切な機会である。小規模校では地域の知恵がなかったら教育活動ができない。また、子どもが地域に包み込まれている感覚の育成にもつながる。
- スペシャリスト採用により現場の教員の幅も広がってきており、それにより子ども生き生きとしてくる。
- 「主体的」という言葉があるが、主体性を育てることは大切である。「自主性」、すなわち、「やることが分かっているからすんでやる力」はある。「主体性」は自分が何をやるかから考えていく力である。先ほどの危機対応能力と同じだが、自分がある状況に置かれたときに自らで判断し、行動を起こしていくということが必要である。何箇所か「主体的」という文言が出てくるが、なぜ「自主的」ではないのかも含め、個性・能力とあわせて「主体性」を育てていきたい。